

別表 2 (対象経費)

費 目	補 助 対 象 経 費 の 範 囲	摘 要
渡航費	倉敷市を起点として、事業地までの往復に係る経費（空港利使用权を含む） ただし「目的達成に必要な～」とは、目的達成に必要な最低限度の渡航費をいう。	観光に要する経費は範囲外とする。
滞在費	現地滞在に係る宿泊費・食費 ただし「目的達成に必要な～」とは、目的達成に必要な最低限度の滞在費をいう。	観光に要する経費は範囲外とする。
通信費	事業を実施する際に要する切手・はがき代・インターネット回線利用料等	10,000円を限度とする。
役務費	クリーニング代	15,000円を限度とする。
借上費	事業に直接使用する会場の借り上げ費・機材借り上げ費、ライセンス料等	事業者への支払を原則とする。
移送費	主に参加外国人の移動にかかる公共交通機関利用運賃等	実費。ただし、一事業あたり5,000円を限度とする。
材料費	資材費、燃料、コピー代、消耗品等（写真代は対象外）	20,000円を限度とする。ただし、1年間を通して実施する事業は50,000円を限度とする。
食材費	調理器具を有する施設において、主に調理を目的とした事業を実施する場合の食材費	実費
食料費	上記食材費以外の飲食にかかる経費	参加人数に500円を乗じた額を限度とする。
講師招聘費	会議等で事業の柱となる人物への講師料、旅費、宿泊費で源泉徴収がなされているもの	実費
研修・会議等参加費	研修・会議に参加するための交通費、宿泊費、参加費	実費
その他	ボランティア保険料など事業の遂行上、協会が必要と認める経費	実費